

令和3年（ネ）第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人ら 宮内正厳外109名

被控訴人 日本放送協会

意見陳述書（2）

2021年4月13日

大阪高等裁判所第6民事部B係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 松本恒平

控訴審第1回口頭弁論期日にあたり、次のとおり意見陳述いたします。

控訴審において提出した、醍醐聰東京大学名誉教授の意見書は、原判決を厳しく批判するものである。なかでも、天皇の代替わり報道が放送法4条1項に違反することについて、紙面を割いて、詳しい分析がなされている。違法性と損害論の双方に関わるものであることから、以下、この点について、意見を述べる。

まず、意見書においても言及されている、大阪高判平成7年3月9日（平成4年（行コ）第48号）は、大嘗祭について、「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、前記最高裁大法廷昭和五二年七月一三日判決が示したいわゆる目的効果基準に照らしても、少なくとも国家神道に対する助

長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかとの疑義は一概には否定できない」と述べた。さらに、即位の礼についても「神道儀式である大嘗祭諸儀式・行事と関連づけて行われたこと、天孫降臨の神話を具象化したものといわれる高御座や剣、璽を使用したこと等、宗教的な要素を払拭しておらず、大嘗祭と同様の趣旨で政教分離規定に違反するのではないかとの疑いを一概に否定できない」、「国民を主権者とする現憲法の趣旨に相応しくないとと思われる点がなお存在することも否定できない。」と述べている。

平成7年大阪高裁による大嘗祭や即位の礼に対するこのような評価は、憲法学上の通説的見解からも異論のないところである。むしろ、裁判所が判決の理由のなかで、わざわざ、このように言及するのは、大嘗祭及び即位の礼が、憲法上の政教分離の規定に反する疑いが非常に強いからである。

ところが、NHKは、2019年の天皇の代替わり報道について、これらの問題点について、一切の批判的視点を欠き、一貫して、徹底した祝賀ムードを演出する報道を行った。

例えば、即位礼正殿の儀に先立って、2019年5月1日に行われた『即位後朝見の儀』について、NHKは、正午のニュースとニュース7で、新しい時代の訪れを期待する各地の声とともに、『新しい時代の到来というのを強く感じ、気持ちが一新されて前向きなきもちになっています』という若い世代の女優の言葉を伝えた。

新天皇が内外に即位を宣言する『即位礼正殿の儀』が行われた2019年10月22日のNHKニュース7では、福島の被災地からは『感動しました。ありがたい』という声を伝え、大震災の被災地・宮城県名取市からは『国民に寄り添っていききたい』という新天皇の言葉に『非常に感動した』という声を、それぞれ伝えた。

さらに、NHKは各種の代替わり儀式を報道するにあたり、『三種の神器』が物々しく持ち運びされる光景を指して、三種の神器は天皇の地位の承継の証しとされてきたと、何の留保もなく解説した。しかし、三種の神器はその存在自体、史実の裏付けを欠く『日本書紀』の記述などに基づく神話伝説である。また、NHKは一連の代替わり儀式を皇室の伝統儀式と紹介したが、儀式の中心をなす大嘗祭は室町時代の文政元年（1466年）から江戸時代中期の貞享4年（1686年）まで9代221年間、中断され、巨大な儀式となったのは明治期からである。これら正確な事実の報道はもちろんなされていない。

続いて、NHKは2019年11月10日に行われた『祝賀御列の儀』を3時間にわたって実況中継し、車上の新天皇夫妻の姿を写真に収めようとスマホを構えて歓喜する沿道の人ばかりをお茶の間に流した。

沿道を埋めた人々のなかから、（成人女性）『平和で明るい日本であってほしい』、（高齢男性）『孫といい思い出ができて涙が出そう』、（外国人男性）『令和時代は新しい時代、ビュティフル・ハーモニーなので本当に希望が入っている』といった声を拾った後、『人々は新しい時代への期待を感じているようでした』と結んだ。

この祝賀パレード（祝賀御列の儀）の2日前（11月8日）には、NHKニュース7は『いいスタートが見られるのではないか』、『にこやかな顔を見たい』といった街の声を挟んで延べ6分5秒をこの話題に割いた。その中で際立ったのは、新天皇夫妻の車列が眼下に見えるという触れ込みで赤坂見附の陸橋そばの歯科医院をNHKのスタッフが訪ね、『もしかしたら特等席？』などと語りながら診察席に座ってみせる、念の入れようだった。

以上のような一連の報道が、放送法4条1項4号に、違反することは明らかである。すなわち、即位の礼及び大嘗祭は、平成7年の大阪高裁判決

が述べるとおり、憲法上の政教分離の規定に反する疑いがあり、このような評価は、現在の憲法学における通説的見解も同様である。

ところが、NHK は、天皇の代替わりについて、国を挙げた祝賀行事として演出を続け、あろうことか、戦没者遺族や被災者の声までも、祝賀ムードの演出に用いたのである。

なにも、控訴人らは、天皇の代替わりについて、徹底的な批判報道をせよなどと主張しているものではない。一定の祝賀的な視点からの報道もありえよう。しかし、憲法上の規定に反する疑義があることが明らかであり、その点については皇室の内部からも問題提起があるような重要な問題につき、一切触れることのない報道は、少なくとも「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」とする放送法第4条第1項第4号の規定には明確に反するものであると主張しているのである。

そして、政教分離の規定に反するという事は、国家が中立性を欠き、国家神道に対して助長、促進をする行為であるという意味であるから、このような国家の行為を無批判かつ祝賀的に報道することが、神道以外の宗教を信仰する者への圧迫となり、その信仰心を傷つけることは、もはや言うまでもない。

以上のとおりであるから、原審において、証言台に立ったキリスト教徒である原告木村はもちろんのこと、その他、原告らのうち、神道以外の宗教を真摯に信仰する者について、NHK による一連の、放送法に反する違法な報道によって、精神的苦痛が生じたことはもはや明らかである以上、その損害は賠償されなくてはならないものである。

以上